

令和元年度 事業計画

一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会
会長 柏本保

今年度も引き続き深刻な財政状況に於いて、積極的な財政健全化に取り組みます。

現在の財政危機を乗り越えるための財政健全化推進にあたっては、会員の皆様方のご支援・ご協力を得ることが重要と考えます。そのため、まずは、財政基盤の改善手段として、2019年度から会員の会費改定を実施する方針を決定いたしました。また、協会の発展のためには会員増強は喫緊の課題であり、会員拡大に積極的に努めてまいります。そして厳しい財政環境の中にあっても時代に即した事業展開ができるよう、効果的・継続的に人材の活用を含めて組織体制を強化し、事業目的の達成はもちろん個々の事業の連携と協同をはかって組織の活性化と発展に寄与していきます。

また、各関係機関・団体と連携し、建築士事務所の健全な発展と安全安心なまちづくりに貢献するとともに、建築士法に規定された法定団体として建築士事務所登録業務及び法定講習会を実施します。

一方、最近の建築行政においては、業務報酬基準の改正（告示98号）や将来を担う建築士の確保のため建築士試験を受けやすくする趣旨の建築士関係法が国会での可決が順次行われてあわただしくなっております。このような条件の下、これまでの成果を次の時代に引き継ぐべく困難な多くの課題に対し、昨年発足した新体制で積極的に取り組んで参ります。また、日事連が取り組む「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理講習会」、「既存住宅状況調査技術者講習」等を継続的に取り組み、それと同時に若い会員にも興味の沸く内容のシンポジウム等も積極的に開催し、建築士事務所の資質向上にも力をそそぐ所存です。

さらには、会員サービスの充実に向けて、会員各自の協会への参画意識の高揚につながるような施策も推進していきます。

■重点施策

1. 支部長会を中心とした「会員拡大委員会」を立ち上げ、会員増強を促進し安定した会費収入の確保を図る。
2. 青年部・女性部合同委員会を充実し、新たな「準会員制度」を立ち上げ、将来を担う若手を育成し、裾野を拡大し活性化を図る。
3. 正会員、賛助会員の交流の輪を広げ、お互いを練磨するための『アーキテクトサロン&技術研修会』を合同開催する。
4. 諸規定・規約・細則を見直し、責任の範囲を明確化、組織の経営課題を整理し、事務局員および理事が活動しやすいシステムの構築を目指す。
5. 広報紙「くすのき」を充実させ、建築士の認知度を高めるための一般市民に対する情報発信、啓蒙活動を遂行する。
6. 新たに兵庫県・営繕課と「公共建物設計懇談会」を企画するほか、建築指導課をはじめとした関係行政との連携の再強化を図る。
7. 全会員を対象とするアンケートを実施、「声なき会員」の意見をくみ取り、魅力ある協会を目指し本会の会勢の増強に反映する。
8. まちまちな建築団体を一般市民に対しわかりやすい一元化した建築士の連合体（ホールディング組織）にする為の方策の検討および推進を図る。

令和元年度 各部・各委員会 活動方針

総務財務部

- (1) 会員増強
 - 入会案内(パンフレット)の見直し、作成と配布
 - ① 役員改選、社会情勢の変化に対応
 - ② 当面必要な部数を増刷の上、上記を踏まえ見直しの上新規発行する
 - ③ 会報くすのき送付時等に同封し、全支部全会員での会員増強に取り組む
 - ④ 新入会員予定者と建築士事務所開設予定者研修
 - ⑤ 賛助会員の青年部
 - ⑥ 会員増強委員会の設置(全支部長・理事)
- (2) 事務所登録・更新時等における受付窓口での情報提供
 - ① 入会案内の提供等、対応可能な範囲内で実施
- (3) 加入促進キャンペーンの実施
 - ① 入会金の減免、紹介者等へのインセンティブ等含め検討
- (4) 会員に関わる適切な情報の発信と提供に取り組む
 - ① 会員情報の検索等、広報渉外部と協働
- (5) 会員サービスの向上
 - ① 会員証の発行 平成30年度に準じて発行
- (6) 兵庫県建築士事務所優遇ローンの拡充と推進
 - ① サービス提供エリア・協定先金融機関の拡大
 - ② 情報提供
- (7) 財政状況の改善と安定経営の推進
- (8) 第47回通常総会の開催・運営(賛助会総会、政研総会 同日開催)
 - ① と き: 令和元年6月5日(水)
 - ② と ころ: 神戸三宮 東急REIホテル
- (9) 第43回建築士事務所全国大会(福島開催)への参加・協力
 - ① と き: 令和元年10月4日(金)
 - ② と ころ: 福島県文化センター
- (10) 近畿ブロック協議会例会(京都会担当)への参加・協力
 - ① と き: 令和元年9月6日(金)
 - ② と ころ: ANAクラウンプラザホテル京都
- (11) 諸規定、規約、細則等の整備による業務の円滑
- (12) その他
 - ① 総会、財務、その他、総務財務部として必要な事業に取り組む
建築士事務所賠償責任保険の啓発と加入促進
 - ② 各種講習会、イベント時などにおける資料配布、情報提供など
 - ③ 事務所登録・更新時等に当会入会案内とともに賠償責任保険への加入案内等に取り組む
 - ④ 各種賠償事例、保険の有効性などに関する学習会、説明会などの実施を検討

青年部・女性部合同委員会

- (1) 他の単位会(青年部女性部)との交流
 - ① 会員相互の親睦・交流のための事業として、他会の青年部女性部から活動を学ぶ
- (2) 研修会・見学会
 - ① 技術ならびに資質向上のための研修事業として、工場見学や建築の視察研修を行う
 - ② 開設しようと考えている人、開設したての事務所等、事務所の開設者向け後継者育成、事業継続の相談や支援を行える組織作りに青年部女性部として研究を行う
- (3) 会員増強の為の事業とし、広報活動等を行う。
 - ① 兵庫県内の支部へ出向き地域の建築を学ぶ研修会を行い、更には支部と意見交換会を行うことで青年部女性部合同委員会の活動の理解を深めるとともに、支部の若手等会員増強を行うための活動を行う
- (4) 正会員、名誉会員、準会員、賛助会員の男性女性との交流会をし、会員増強を図る活動
- (5) 総会補助、全国大会(青年話創会)への参加等、変革していく建築業界を乗り越えていくために、次世代の設計者が一堂に集まって色々な交流を行うことで、新しい価値観を創り、若者が活躍できる場を本部や全国の場で創る

教育情報部

- (1) 日本建築士事務所協会連合会「日事連建築賞」応募作品の審査・選考
 - ① 1次から3次の選考会を開催し、応募作品を審査(3月以降に実施)
 - ② 兵庫会から各部門1作品を日事連へ推薦
- (2) くすのき建築文化賞コンクール
第13回くすのき建築文化賞コンクール実施にあたり応募募集及び審査をする
 - ① 平成30年末にポスター作成・配布、平成31年2月募集開始
 - ② 応募作品の審査(1次、2次)
 - ③ 表彰作品パンフレット作成、表彰式の実施(6月5日総会時)
- (3) 支部長・理事研修会
 - ① 魅力ある研修内容、時間等の協議・検討(10月に実施)
- (4) 新入会員研修会
 - ① 魅力ある研修内容、時間等の協議・検討(9月に実施)
- (5) 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会
 - ① 平成30年度の参加者数等の状況を分析し研修会の開催内容、並びに開催回数や開催地の選定を行う
 - 1回目 神戸会場 2019/10/24(木) 兵庫県中央労働センター 小ホール
 - 2回目 姫路会場 2019/11/6(水) 姫路商工会議所 702号室
 - 3回目 神戸会場 2019/11/13(水) 兵庫県中央労働センター 小ホール
- (6) 「建築CPD情報提供制度」の活用、推進
- (7) 法定講習会(管理建築士講習・建築士定期講習)
 - ① 管理建築士講習(DVD講習)
 - 1回目 2019/9/11(水)神戸会場 古河ビル4F 会議室
 - 2回目 2020/2/19(水)神戸会場 古河ビル4F 会議室
 - ② 建築士定期講習(対面講習)
 - 1回目 2019/6/19(水)神戸会場 兵庫県私学会館 302・303号室
 - 2回目 2019/6月末(予定)但馬会場 日高農村環境改善センター
 - 3回目 2019/11/28(木)神戸会場 兵庫県中央労働センター 大ホール
- (8) その他講習会(他部とも協議連携し開催する)

業務・技術部

- (1) 建築士事務所の業務報酬の広報、調整、研究
 - ① 国土交通省告示第98号について研修を行う
 - ② 国土交通省告示第98号の発行。日事連のアンケートによる新規報酬及び既存住宅状況調査による報酬を含む報酬表の発行の検討を行う
 - ③ 日事連の業務報酬算定ソフトについて取り組む(JAFF-MST)
- (2) 業務に関連する官公庁その他機関への要望運動
 - ① 業務に関連する官公庁その他機関への要望については、関係団体等と協調して行政に働きかける
- (3) 建築士事務所経営のための顧問弁護士及び日事連サービスの保険の活用
 - ① 建築設計事務所のリスク管理について顧問弁護士及び日事連サービスと協力し取り組む
- (4) 兵庫県が開催する建築関係の協議会への協力
 - ① 県が開催する安心・安全協議会等の建築関係に関する事業に協力する
 - ② ひょうご住まいづくり協議会へ参画する
- (5) 経営に係る講習会、研修会の開催
- (6) 技術習得のための講習会、見学会等の開催
 - ① 定期的な講習会・研修会を開催する
 - ② 賛助会による新建材・新工法・新情報の提供・発表の研修会等を実施する
 - ③ 技術習得のための省エネ法令等講習会を賛助会員の技術説明を含め合同の講習会を県下2ヶ所で開催する
 - ④ 若手会員及び新入会員増強に即した多種・多様な小研修会を開催する
 - ⑤ その他社会情勢に即応した講習会を実施する
- (7) 耐震診断・改修業務の技術情報の提供及び耐震診断・耐震改修相談窓口業務の運営
- (8) フェニーチェパックにおけるインスペクターの派遣
- (9) インスペクション普及啓発活動を通じ、協会会員の業務拡大、会員増強の一翼を担う
 - ① 既存住宅状況調査技術者講習を事務局会議室にて新規講習を1回開催する
 - ② 既存住宅状況調査の実施を宅建業協会と提携し(支部単位でも可)協会員の優先的業務拡大とそれによって協会未加入の技術者を協会加入へ導く
- (10) 建築関連団体との協議会への参加
 - ① ひょうご空き家対策フォーラム相談会へ参加する
- (11) ひょうご住まいサポートセンター専門相談員の派遣
 - ① ひょうご住まいサポートセンターに専門相談員を派遣し県民に対する不安解消と協会活動の周知に努める

広報渉外部

- (1) 広報誌「くすのき」の発行(第146号)
- (2) インターネットEメールによる情報提供
- (3) 建築設計関連四団体との交流・連帯
- (4) 賛助会活動への支援(活性化事業)及び交流会実施の研究
- (5) 建築士事務所キャンペーンへの活動支援及びPR活動(社会認知向上)
- (6) 関係官庁への折衝・陳情による渉外活動
- (7) 広報誌「くすのき」広告スポンサー募集実施(ホームページバナー広告共)
- (8) ホームページでの広報活動
- (9) 兵庫県自由業団体連絡協議会への渉外活動

苦情解決業務委員会

- (1) 建築士法第27条の5による建築主等と建築士事務所間の苦情解決

指導倫理委員会

- (1) 会員の懲戒に関する調査及び指導

役員候補者選定委員会

- (1) 役員候補者の選定に係る検討

兵庫県指定事務所登録機関

- (1) 建築士事務所登録業務の円滑実施
- (2) 土法改正に伴う業務内容の円滑実施
 - ① 所属建築士の届出義務(法律第92号 附則第3条第1項)
- (3) 業務報告書提出率の向上

建築物耐震判定委員会

- (1) 建築物の耐震判定

建築物耐震審査検討委員会

- (1) 建築物の耐震審査検討